

◎対象者および対象住宅

事業名	補助対象者	補助対象住宅
「新築支援事業」		①新築の戸建て ②住宅の構造および生活形態等を総合的に判断し、戸建て住宅に相当する住宅と認められる新築住宅
「省エネルギー事業」	①八峰町に住居登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、または空家購入後に住民登録する方については、住民登録日を実績報告の期限とします。	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
「リフォーム支援事業」	①持家住宅の省エネルギー工事（以下「省エネルギー工事」という。）を行う方 ②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の省エネルギー工事を行う方 ③親、配偶者の親または子の持家住宅の省エネルギー工事を行う方 ④自ら所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の省エネルギー工事を行う方	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
「リフォーム支援事業」	①八峰町に住居登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、または空家購入後に住民登録する方については、住民登録日を実績報告の期限とします。	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
「空家購入等支援事業」	②世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。	空家
「住宅診断支援事業」	①持家住宅の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う方 ②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う方 ③親、配偶者の親または子の持家住宅のリフォーム等工事を行う方 ④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う方	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
「住宅診断支援事業」	①持家住宅の木造戸建て住宅の住宅診断（以下「住宅診断」という。）を行う方 ②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の住宅診断を行う方 ③親、配偶者の親または子の持家住宅の住宅診断を行う方 ④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の住宅診断を行う方	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
「耐震改修支援事業」	①持家住宅の耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）を行う方 ②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の耐震改修工事を行う方 ③親、配偶者の親または子の持家住宅の耐震改修工事を行う方 ④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の耐震改修工事を行う方	①自己所有の非耐震住宅 ②親、配偶者の親または子の非耐震住宅

◎対象経費

事業名	補助対象者	補助対象住宅
「新築支援事業」		新築工事に要する経費
「省エネルギー事業」	①認定施工業者が施工した工事等であること。ただし、空家の購入（取得）についてはその限りではない。	省エネルギー工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。
「リフォーム支援事業」	②令和7年4月1日以降に工事が完了し、申請年度の3月31日までに実績報告が可能な工事であること。ただし、移住者で住民登録日より前に、新築工事、リフォーム等工事及び空家購入等を行っている場合は、住民登録日から1年遡った日以降に完了していること。	リフォーム等工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。
「空家購入等支援事業」	※次に掲げる経費等については補助対象としません。 ①公共工事等の施工に伴う補償費の対象となる経費 ②門・塀等、いわゆる外構工事に係る経費、ただし、配管工事の実施に伴うフェンスの取外し、再設置など、補助対象工事の実施に伴い必要な場合は、補助対象経費とします。	①空家の購入に係る経費 ②購入後のリフォーム等工事に関する経費 ③①および②に関する経費で、補助対象経費額が30万円以上であること。
「住宅診断支援事業」	③別棟の車庫、物置の新築工事およびリフォーム等工事に係る経費 ④町のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費 ⑤その他、補助金の交付が適当でないと認められる経費	①住宅診断に係る経費 ②住宅診断士が実施する住宅診断であること。
「耐震改修支援事業」		耐震工事に関する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。

★その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

■問合せ先 建設課 建設係 ☎76-4610

はっほうでHappo (y) なSmileづくりを応援します!!!

令和7年度

リニューアル!! 八峰町住まいづくり応援事業

八峰町では、子育てしやすい環境づくり、安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築、リフォーム、購入、診断および耐震改修に要する経費に対して補助金を交付します。

◎支援事業の種類

No.	事業名	条件等	一般世帯	子育て世帯【※1】	支え合い世帯【※2】
1	新築支援事業	補助率		100%	
		限度額	-	100万円	
				中浜分譲地に新築した場合 200万円 【 町外業者が施工した場合 50万円 】	
2	※新規事業 省エネルギー事業【※6】 (工事費30万円以上～)	補助率		15%	
		限度額		30万円	
3	リフォーム支援事業 (工事費30万円以上～) ※一般世帯のリフォームは 省エネルギーに限る	補助率	-	15%	
		限度額	-	30万円	
				15%	
		(移住世帯特例) ※3	15%	15%	
(多子世帯特例) ※4	30万円	100万円			
4	空き家購入等支援事業 (工事費30万円以上～)	補助率		50%	
		限度額		50万円	
5	住宅診断支援事業	補助率		100%	
		限度額		10万円	
6	耐震改修支援事業 (工事費30万円以上～)	補助率		15%	
		限度額		80万円	
加算	下水道新規加入分【※5】			一律 10万円	

(注1) 「1」「4」「5」「6」の事業については、同一年度内か否かに関わらず重複して申請(利用)できません。

(注2) 令和7年度以降に事業を利用した方は、限度額設定等により申請が制限されます。(詳細については、交付要綱等でご確認ください。)

≪用語の定義≫

※1 子育て世帯

申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または18歳以下までの子供を扶養している世帯をいう。

※2 支え合い世帯

実績報告日において、高齢者等(65歳以上または要介護認定を受けた者)と40歳未満の子等が同居、または同一敷地内で生活する世帯をいう。

※3 移住世帯

八峰町以外の市区町村から定住の意思をもって、令和7年4月1日以降に転入した世帯をいう。

※4 多子世帯

申請日において、18歳以下の子供3人以上と同居している親子世帯をいう。

※5 下水道新規加入分

「2. 省エネルギー事業」「3. リフォーム支援事業」「4. 空き家購入等支援事業」「6. 耐震改修支援事業」の工事等に併せて、新規に下水道に加入した場合の加算分をいう。

※6 省エネルギー

屋根・外壁への断熱材追加や、既存給湯器をエコ給湯へ取り換える等、省エネルギー効果のある改修・取替えなどを行うことをいう。